

# 令和4年度「歯・口の健康に関するポスターコンクール」実施要項 (国立学校・私立学校)

趣 旨 : ポスターを通して、生涯にわたり歯と口腔の健康を自己管理でき、また健康教育を地域に啓発する目的をもって、本事業を行う。

主 催 : 公益社団法人 岐阜県歯科医師会

共 催 : 岐阜県教育委員会

対 象 : 岐阜県内の中学校、義務教育学校(後期課程)、高等学校、特別支援学校(中学部・高等部)の生徒の作品でポスターとする。

応募方法 : 1. 学校で選抜の上、応募用紙(本会HPよりダウンロードできます)に「作者の学校名・学年・氏名・ふりがな」を記入し、応募作品の裏に貼付の上、岐阜県歯科医師会に提出する。また別に名簿(ふりがな)を添付すること。なお、特別支援学級からの応募の場合はその旨を応募用紙に明記し、また別に名簿を添付すること。

(注意) 応募用紙の氏名(字の誤り等)を確認してください。賞状等には応募用紙の氏名となります。

2. 作品は個人の作品とし、他団体の主催するコンクール等に応募していない未発表のものとする。(ただし、学校、市町村教育委員会、地域歯科医師会が本コンクールへの応募のために審査するコンクールは可とする。)

3. 特定の歯科用品名・商品名の記載のないこと。

4. ポスターに標語を入れる場合は、歯科保健向上に適したユニークな表現を、また、「虫歯」ではなく、ひらがなで「むし歯」、「歯磨き」ではなく「歯みがき」とすること。

5. いずれも画用紙の大きさは四ツ切もしくはB3サイズとする。

6. 作者が当該年度に作成したものに限る。

7. 作品の一部がはがれる等、破損しないよう応募にあたって注意すること。なお、作品の破損等について、本会では責任を負わない。

8. 審査後、入賞した生徒の学校名・学年・氏名・作品を岐阜県歯科医師会誌並びにホームページ等で公表するため、公表に異議がある場合は岐阜県歯科医師会事務局へ予め連絡すること。

提出先 : 岐阜県歯科医師会 母子・学校歯科保健委員会

〒500-8486 岐阜市加納城南通り1丁目18番地

TEL(058)274-6116 FAX(058)276-1722

提出期限 : 岐阜県歯科医師会 令和4年7月1日(金) (必着)

審 査 : 岐阜県歯科医師会で審査会を行い、優秀作品には賞状と副賞を贈る。

審査結果は各応募学校に報告する。

最優秀作品は(公社)日本学校歯科医会で中央審査を行い、それぞれ賞状、副賞が贈られる。

選考基準 : 1. 歯・口の健康づくりを通じ、生涯にわたって健康な生活を送るとともに、健康な社会の形成に貢献できるような内容であること。

2. 教育上不適切な表現・描写、人によっては不快感を抱かせるような表現・描写のないこと。

3. むし歯の予防を訴えるだけでなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通じた歯・口の健康づくりや口腔機能の健全育成、望ましい生活習慣の形成、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、歯・口の健康づくりを通じて生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与する内容であること。

4. 発達段階に応じた表現であること。
5. 歯・口の健康が全身の健康に欠かせないものであることや、歯みがきを含め正しい生活習慣を身につけることが大事であることを訴えるもの。
6. 表現したいことを適切に伝えるために色や絵の構成に工夫がされていること。
7. 他作品の模倣ではなく、個人のオリジナリティの高い作品であること。

表彰：入賞作品は、本会より賞状・副賞を、応募団体である岐阜県教育委員会または市町村教育委員会を通じ所属学校へ送付し、学校において適宜の方法をもって入賞者へ授与してもらうこととする。

作品の返却および著作権：

全ての応募作品は、応募団体である学校へ返却する。なお、応募作品の著作権は岐阜県歯科医師会に帰属することとし、学校歯科保健の普及啓発を目的とした活動に使用することができるものとする。

応募用紙（見本例）

<b>令和4年度「歯・口の健康に関する ポスターコンクール」応募作品</b>		
<b>岐阜県歯科医師 中学校</b>		
<b>1年</b> <small>（特別支援学級の場合） 特別支援学級1年</small>	ふりがな	けんし たろう
	<b>氏名</b>	<b>県歯 太郎</b>

岐阜県歯科医師会

応募用紙

令和4年度「歯・口の健康に関する ポスターコンクール」応募作品		
学校		
年	ふりがな	
	氏名	

岐阜県歯科医師会

応募用紙

令和4年度「歯・口の健康に関する ポスターコンクール」応募作品		
学校		
年	ふりがな	
	氏名	

岐阜県歯科医師会